

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 9 月 16 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5 件

厚生年金保険関係 5 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600099 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600043 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 4 年 1 月 1 日に A 社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社での資格取得日が平成 4 年 2 月 1 日となっている。

厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持しているため、平成 4 年 1 月 1 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る平成 4 年 1 月分給与支給明細書によると、同年同月分の報酬が支給され、当該報酬から同年同月分の厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、当時の A 社における複数の役員及び従業員は、請求者は代表取締役として入社し、経営全般に係る業務を行っていた旨回答及び陳述している上、このことについて、同社の当時の会長であった現在の代表取締役は、請求者は入社して 1、2 か月は業務の引継を受けながら代表取締役に係る業務を行っていた旨陳述しており、同社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は平成 4 年 1 月 10 日付けで代表取締役に就任していることが確認できる。

請求者については、平成 4 年 2 月 1 日を資格取得日として社会保険オンラインシステムに記録されているところ、前述のとおり同人はそれ以前より A 社の代表取締役であったことを踏まえ、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役の請求者が本件に係る経理事務及び社会保険事務に関与せず、あるいは関与し得る状態になかったとは認め難い。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600136 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600044 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで

A 社の事業主は、当時私の平成 12 年 8 月に係る随時改定の届出を行っておらず、平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に当該届出を行っている。

請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎とされる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の現在の社会保険事務担当者は、当時においても当該事務を担当しており、請求者の平成 12 年 8 月に係る随時改定については同内容の算定基礎届を B 厚生年金基金と社会保険事務所 (当時) へ届出したところ、同厚生年金基金からは随時改定に係る照会を受けたことから随時改定に該当する旨を回答したが、社会保険事務所へは随時改定に該当する旨の連絡を失念していたことを認めており、同社の事業主は当該届を請求期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に提出している。

その結果、請求者の請求期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額 24 万円 (訂正前の標準報酬月額 20 万円を除く。) と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳等の写しによると、請求期間の厚生年金保険料は標準報酬月額 20 万円に基づく額であることが確認でき、当該月額は既に保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額とされている額と同額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600137 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600045 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで

A 社の事業主は、当時私の平成 12 年 8 月に係る随時改定の届出を行っておらず、平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に当該届出を行っている。

請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎とされる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の現在の社会保険事務担当者は、当時においても当該事務を担当しており、請求者の平成 12 年 8 月に係る随時改定については同内容の算定基礎届を B 厚生年金基金と社会保険事務所 (当時) へ届出したところ、同厚生年金基金からは随時改定に係る照会を受けたことから随時改定に該当する旨を回答したが、社会保険事務所へは随時改定に該当する旨の連絡を失念していたことを認めており、同社の事業主は当該届を請求期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に提出している。

その結果、請求者の請求期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額 36 万円 (訂正前の標準報酬月額 32 万円を除く。) と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳等の写しによると、請求期間の厚生年金保険料は標準報酬月額 32 万円に基づく額であることが確認でき、当該月額は既に保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額とされている額と同額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600138 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600046 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで

A 社の事業主は、当時私の平成 12 年 8 月に係る随時改定の届出を行っておらず、平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に当該届出を行っている。

請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎とされる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の現在の社会保険事務担当者は、当時においても当該事務を担当しており、請求者の平成 12 年 8 月に係る随時改定については同内容の算定基礎届を B 厚生年金基金と社会保険事務所 (当時) へ届出したところ、同厚生年金基金からは随時改定に係る照会を受けたことから随時改定に該当する旨を回答したが、社会保険事務所へは随時改定に該当する旨の連絡を失念していたことを認めており、同社の事業主は当該届を請求期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に提出している。

その結果、請求者の請求期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額 24 万円 (訂正前の標準報酬月額 19 万円を除く。) と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳等の写しによると、請求期間の厚生年金保険料は標準報酬月額 19 万円に基づく額であることが確認でき、当該月額は既に保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額とされている額と同額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600139 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600047 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日まで

A 社の事業主は、当時私の平成 12 年 8 月に係る随時改定の届出を行っておらず、平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に当該届出を行っている。

請求期間の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎とされる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の現在の社会保険事務担当者は、当時においても当該事務を担当しており、請求者の平成 12 年 8 月に係る随時改定については同内容の算定基礎届を B 厚生年金基金と社会保険事務所 (当時) へ届出したところ、同厚生年金基金からは随時改定に係る照会を受けたことから随時改定に該当する旨を回答したが、社会保険事務所へは随時改定に該当する旨の連絡を失念していたことを認めており、同社の事業主は当該届を請求期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 5 月 9 日付けで年金事務所に提出している。

その結果、請求者の請求期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額 36 万円 (訂正前の標準報酬月額 32 万円を除く。) と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 社が提出した請求者に係る賃金台帳等の写しによると、請求期間の厚生年金保険料は標準報酬月額 32 万円に基づく額であることが確認でき、当該月額は既に保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額とされている額と同額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。